

6-6. スクールバスとの連携を検討

1) スクールバスの活用と連携の概要

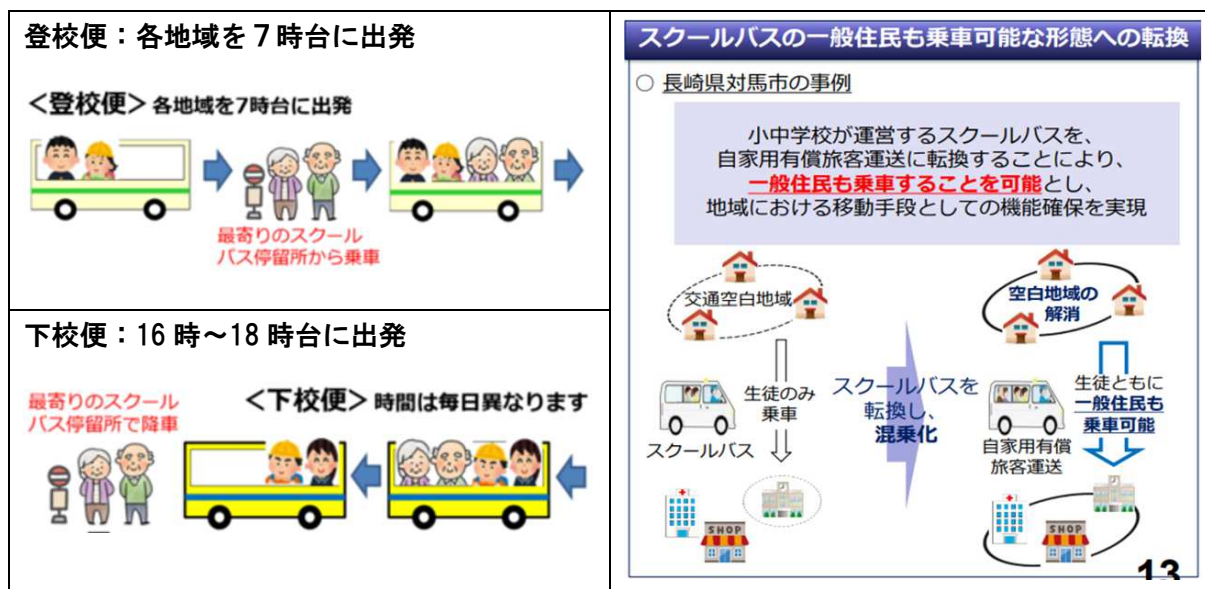
①活用方法

運行中のスクールバスをコミュニティバスとして活用する事例が全国的に見られる。スクールバスはすでに多くの地域で運行されているものの、登下校時のみ使用されていることが多いことから、地域にとっては、特に、登下校時以外の時間帯で有効活用できる交通資源の1つである。スクールバスのコミュニティバス化により、地域住民の交通利便性の向上と車両の効率的な利用や運行経費の抑制、地域コミュニティの活性化などの活用できるかを検討する。

方法	意味
間合い利用	登下校時間帯以外の間合いの時間をコミュニティバス化して、一般住民に輸送サービスを提供する。
混乗化	児童・生徒が登下校時に利用することを目的としたスクールバスに一般住民も乗れるようにする。
乗合化	スクールバス本来の目的をなくし、コミュニティバスとして乗合化する。

②連携の概要 一般混乗（通学者と一般が乗合）

朝の時間帯や帰宅の時間帯は、学生から一般（高齢者等）多くの世代が混乗する時間帯。



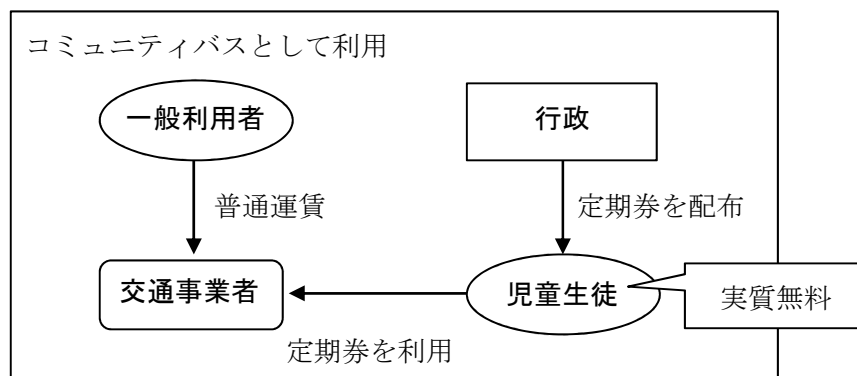
③スクールバスを地域輸送として活用する場合

既存交通事業者との競合関係がないか（他に代替する路線がないか）注意する必要がある。スクールバスを前提とする場合、コミュニティバスとしては、ルート・ダイヤに制約があり、例えば台風等の緊急時や行事等に登下校時が変更される際に、配車が遅れる事態も起こり得る。また、有償のコミュニティバスとする場合は、他の陸上輸送同様の道路運送法の手続きが必要である。あくまで、スクールバスは児童・生徒を安全に輸送することが目的で、不特定の大人が混乗することに懸念を示す児童生徒（またはその保護者）もいる可能性があり、児童・生徒は無料のままで、一般利用者からだけ運賃を取る場合には、道路運送法の手続きのほか工夫が必要となる。

文部科学省の国庫補助等を受けて購入したスクールバスをコミュニティバスとする場合は、有償・無償にかかわらず、目的外使用として、一定の手続きが必要になる。既存のコミュニティバスと統合しようとする場合、市町村自主運行のバスに対する特別地方交付税措置の算定基礎となる欠損額は、「遠距離通学地方交付税措置額」を控除したものとなるため交付税が減り場合もあるため確認が必要である。

④児童・生徒を無料に、一般住民を有料にする方法

児童・生徒の運賃を無料にしたままで一般住民を有料にする場合、一部利用者の優遇を禁じた道路運送法との調整に苦労している自治体が数多く見られますが、地域の創意工夫により、対応を図っている事例も見られる。例えば、児童・生徒と一般利用者ともに有料とする規定を盛り込んだ条例を制定した上で、生徒の親に代わって自治体が児童・生徒の運賃を負担し、定期券を児童・生徒に発行するという仕組みを導入し、児童・生徒の運賃を実質無料にする方法がある。



⑤国庫補助等を受けたスクールバスのコミュニティバス化に必要な手続き

有償の場合、文部科学省による「へき地児童生徒援助費等補助金により取得したスクールバス・ボートの住民の利用に関する承認要領（平成8年4月17日 文部省 教育助成局長通知）」に沿った手続きが必要で、以下の要件を満たすことが求められる。

- ・本来の利用者（児童・生徒）の利用に支障がないこと
- ・安全面で万全を期すること
- ・関係機関（市町村・都道府県の教育委員会）が差し支えないと認めたものであること
- ・運行収入が、住民利用にかかる運行経費を上回らないよう運賃設定をすること
- ・有償の場合は、文部科学大臣へ承認申請し、承認後、運輸支局長へ道路運送法の許可申請をすること

2) 町内のスクールバスの概要

①町内のスクールバス

白川小学校

白川小学校にはスクールバスが、月曜日から金曜日までの午前7時から午後5時までを5台運行している。運行主体：八重瀬町教育委員会



5台運行

バスステーション				
5	4	3	2	1
東 ハイツ・友寄	外間 高層住宅	宜次・外間	第一団地・白川ハイツ	大倉ハイツ・友寄
		外間 団地		小 城・当銘・志多伯

学校名	指定通学区域
白川小学校	字上田原、字志多伯、字当銘、字小城、字宜次、字外間、字友寄、第一団地、白川ハイツ、大倉ハイツ、字伊覇の一部、県営外間団地、友寄東ハイツ、県営外間高層住宅、県営伊覇団地
東風平小学校	字東風平の一部、字富盛、字世名城、字高良、字屋宜原、屋宜原団地、県営屋宜原団地、字伊覇の一部
具志頭小学校	字具志頭の一部、字大頓の一部、字港川、字長毛、字玻名城、字安里、字与座、字仲座
新城小学校	字新城、字後原、字具志頭の一部、字大頓の一部